平成２３年（フ）第９４号
山形県米沢市門東町１丁目３番46号
破産者　有限会社ワイオーケー
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第４４号
福島県須賀川市栄町125番地の２
破産者　株式会社みなもと窯業
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
福島県いわき市明治団地52番地の１
破産者　株式会社明治産業
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３１２９号
横浜市港北区小机町175番地９サニーウエル泉谷Ｂ203
破産者　有限会社ジョイワン
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９４号
金沢市金石西１丁目４番41号
破産者　有限会社エム・ワイ・エス
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１３２号
石川県加賀市動橋町レ１番地１
破産者　株式会社ノースクラフト
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１９号
静岡県富士宮市穂波町７番地の３
破産者　望月重機運輸有限会社
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１６６号
静岡県富士市津田199番地の８
破産者　有限会社吉原急送
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第５１５号
愛媛県松山市湊町４丁目２番地27
破産者　有限会社トミタ愛カンパニー
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４４号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城577番地
破産者　グローバル企画印刷株式会社
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２０１４号
埼玉県加須市下谷741番地
破産者　有限会社遊城
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０８１号
埼玉県川口市長蔵２丁目20番11号
破産者　株式会社ＴＭＳインターナショナル
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１１８号
埼玉県戸田市笹目１丁目19番22号
破産者　有限会社新興運輸
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８４５号
千葉県松戸市松飛台231番地の４
破産者　鶴見　節子
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９４１号
千葉県柏市豊四季台３丁目１番13―611号
破産者　喜多村昌代（旧姓寺田）
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７５２号
北九州市門司区西新町１丁目８番26号
破産者　株式会社ぶうけ
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５２５号
茨城県那珂市菅谷3733番地２
破産者　有限会社真和コーポレーション
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３０５７号
札幌市白石区本通２丁目南３番４号、商業登記簿上の本店所在地札幌市白石区東札幌６条６丁目３番１―504号
破産者　株式会社バックステージ
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１４１号
札幌市手稲区富丘２条３丁目２―26、商業登記簿上の本店所在地札幌市中央区北５条西25丁目４番１号
破産者　三興電設工業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８８号
宮城県大崎市田尻諏訪峠字久保７番地
破産者　株式会社武田工務店
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
栃木県那須塩原市大原間西１丁目13番地13ラ・ヴィータ306号、前住所栃木県大田原市山の手２丁目４番22号
破産者　米岡　次夫
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第５９９号
川崎市高津区下作延４丁目３番12号
破産者　有限会社協和精密
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係